

印鑑登録制度のご案内

問合せ先 市民課住民記録担当

印鑑登録制度のご案内

印鑑登録証明書は、個人の印鑑を公に証明するものであり、押印した文書に添付することで本人の同一性と意思を確認する重要な書類です。手続きが済むと印鑑登録証(カード)が交付されます。印鑑登録証明書の交付請求時に、このカードを提示してください。

印鑑登録できる方

市内に住民登録をしている15歳以上の方(意思能力を有しない者を除く)

印鑑登録ができる場所

市役所、若葉駅前出張所
登録できる印鑑

・注文で作った印鑑または市販の印鑑(氏または名の印鑑でも登録可)

・印影が一辺の長さ8mmの正方形より大きく、25mmの正方形に収まるもの

登録できない印鑑

大量生産されたもの、変形しやすい素材で作られたもの、文字や輪郭が欠けているものや逆彫り(白抜き)のもの、本人の氏名と判断できないもの、装飾や氏名以外の文字や記号の入ったもの、同一世帯で大きさ・印影の似ているもの、

住民基本台帳に記載されている氏、名、旧氏以外のもの

印鑑登録の方法

本人または代理人(印鑑登録申請用の委任状を持参)が登録できる印鑑を持って申請してください。本人確認のため、照会書を自宅に郵送します(本人の申請で顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書があれば即日登録可)。

照会書が届いたら必要事項を記入の上、登録印鑑を押印し、回答期限内に申請した場所へお持ちください。代理人の場合には回答書(委任状)と代理人の印鑑が必要です。

※ 保証人登録(即日登録可)すでに鶴ヶ島市で印鑑登録をしている方に保証人となってもらい登録する方法です。

注意事項

印鑑登録証は登録印と同様に大切なものです。本人が大切に保管してください。

印鑑登録証がないと

印鑑登録証明書を交付できません。



ペットは責任をもって飼いましょう

問合せ先 生活環境課環境推進担当

ペットを飼う心がまえ

ペットを飼う責任を認識し、近隣の人の理解を得ながら、飼い主とペットが幸せに暮らせる飼いが理想です。ペットが命を全うするまで世話をしましょう。

飼い犬

・リードなどでつなぐか、柵や檻などの中で飼う
・鳴き声など近隣に配慮する
・散歩のとき、ふんは持ち帰り、尿の処理もきちんとする

犬の登録

生後91日以上以上の犬の所有者は、飼い犬を市に登録することが義務づけられています。住所変更や飼主変更、犬の死亡時も届出が必要です。

狂犬病予防注射について

生後91日以上以上の犬の所有者は、毎年4月1日から6月30日までに狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。今年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、接種期間が12月31日までに延長されました。余裕を持って各動物病院で予防注射を受けてください。

犬についての相談

飼い犬が人をかんでしまったなどの問題が発生した場合は、直ちに保健所へ連絡してください。必要に応じて飼い主への指導も行っています。

《問合せ先》 坂戸保健所 ☎ 283-7815

飼い猫

・できるだけ室内で飼う
・家の中のトイレを使わせる
・首輪や名札などをつける
不妊手術のすすめ

猫は、生後6〜9か月から、年に3回以上の出産が可能で、5匹程度産むとも言われています。すべての命に責任を持ち、世話をすることは簡単ではありません。避妊や去勢手術をできるだけ受けさせましょう。

猫についての相談

埼玉県動物指導センターでは、正しい飼い方などの相談と指導を行っています。



HPはこちら

《問合せ先》 埼玉県動物指導センター ☎ 048-536-2465

年金生活者支援給付金の申請はお済みですか

問合せ先 保険年金課国民年金担当

年金生活者支援給付金とは

公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方（次の全てに該当する方）
 - ・ 65歳以上
 - ・ 世帯員全員の市民税が非課税
 - ・ 前年の公的年金収入額とその他所得額の合計が87万9900円以下
- 障害基礎年金および遺族基礎年金を受給している方
 - ・ 前年所得額が462万1000円以下 ※ 扶養親族の数に応じて増額

請求手続き

- ① 平成31年4月1日以前から年金の受給をしている方
対象の方には、日本年金機構より案内を送付済みです。
- ② 平成31年4月2日以降に年金の受給を始める方
年金の裁定手続きをする際に、年金生活者支援給付金請求書を提出してください。

| | 支給金額 |
|--------|------------------------------------|
| 老齢基礎年金 | 5030円 ※ 上記の金額を基準に保険料納付済期間に応じて算出 |
| 障害基礎年金 | 障害年金1級：6288円 障害年金2級：5030円 |
| 遺族基礎年金 | 5030円 |

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意！

日本年金機構や厚生労働省が、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるところはありません。

年金生活者支援給付金の請求でご不明な点などございましたら、『ねんきんダイヤル』にお電話ください。

『ねんきんダイヤル』
☎0570・05・1165
(ナビダイヤル)

おめでとうございます

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

交通事故などで治療を受けるときは連絡を

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が、交通事故や飼い犬にかまれたなどの第三者による（他人の行動が原因となる）行為によってけがや病気になる、保険証を使用して治療を受ける場合は、事前につけがをした際の状況をご連絡ください。内容によつては、届出が必要な場合があります。

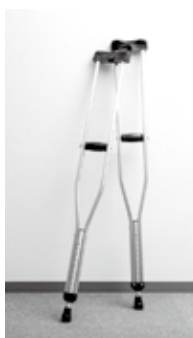
また、医療機関へ第三者行為による治療であることを伝えてください。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療広域連合で立て替え払いをし、後で加害者に請求することになります。

事前に連絡なく加害者から治療費を受け取ったり、示談に応じたりすると、国民健康保険または後期高齢者医療制度から治療に対する医療費の給付が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、次のような場合には、保険証は使用できません。

- ① けんか、酒酔い運転によるけがなど（社会的に非難される不法行為など）
- ② 仕事や通勤途中のけがや病气（労災保険や他の保険の対象となるもの）



表彰名

民生委員および児童委員功労章

民生委員・児童委員として長年（17年以上）にわたり、社会福祉の推進に尽力され、その功績が認められたものです。

氏名 望月 峯さん
功績 在職期間17年5月

表彰名

永年勤続単位民生委員・児童委員協議会会長表彰

単位民児協会長として長年（10年以上）にわたり、社会福祉の推進に尽力され、その功績が認められたものです。

氏名 武田和子さん
功績 単位民生委員・児童委員協議会会長在職期間10年

ジェネリック医薬品とお薬手帳の有効活用を

問合先 保険年金課国民健康保険担当

ジェネリック医薬品
ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに販売される新薬と同等の有効成分、効能および効果を持つ医薬品です。価格が安く、新薬から変更することで薬代の負担が減り、医療費の抑制につながります。
国民健康保険では生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)で処方されている薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合、薬代がどのくらい軽減できるのかを試算したお知らせを送付します。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、体質によって効き目や副作用に差が出ることもありますが、医師や薬剤師にご相談ください。また、電話相談窓口もあります。
ジェネリック医薬品コールセンター
0120・53・0006(9時～17時(平日のみ))
お薬手帳
お薬手帳は、どの医療機関で、どのような薬をもらい、どのくらいの期間服用していたのかを記録するものになります。他にもアレルギー歴、副作用歴、既往歴を記載することができ、こうした情報は医師や薬剤師が薬の飲み合わせを確認することができ、必要とする以上の薬の処方や害のある多剤服用などを未然に防ぐことができます。また、災害時においてもお薬手帳を元に適切な薬を受け取ることができ、ぜひお薬手帳を活用し、正しい薬の服用を心がけましょう。

医療費の適正化にご協力ください

問合先 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険では年に6回、皆さんが医療機関を受診した医療費の額などを「医療費のお知らせ」として世帯主あてに送付しています。
国民健康保険で診療を受けた場合、医療機関へ支払われた医療費は、皆さんが負担した保険税と国や県からの補助金などによってまかなわれています。国民健康保険の制度をご理解いただき、被保険者の皆さん、一人ひとりが健康管理を心がけ、同一の病気やけがで複数の医療機関にかかる「重複受診」や同じ月内に繰り返しかかる「頻回受診」を見直し、適正な保険診療などにご協力をお願いします。
また、軽い病気の症状緩和

などにはOTC医薬品が活用できます。これは、薬局、ドラッグストアなどで処方箋がなくても購入できる医薬品です。いろいろな疾病や症状の改善に効果を発揮するOTC医薬品を上手に使い、医療費の抑制に努めていただくとともに自分の健康は自分で守る「セルフメディケーション」を実践してみませんか。
※「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除を申告する場合、医療費の明細書として使用することができます。使用する方は適正な保管をお願いします。なお、「医療費のお知らせ」に記載された受診日数や医療費の額に相違がある場合はご連絡ください

地域福祉に関する市民意識調査にご協力ください

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

第3次鶴ヶ島市地域福祉計画および鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定のため、市民意識調査を行います。
この調査は、無記名で回答していただき、結果は本計画の基礎資料として地域福祉推進の施策として生かします。

個人が特定されることや他の用途に使用することはありませんので、ご協力をお願いします。
対象 市内在住の18歳以上の方から1000人を無作為に抽出
期間 10月1日(木)～31日(土)
方法 郵送アンケート方式

全国一斉情報伝達訓練を行います

問合先 安心安全推進課防災担当

全国瞬時警報システム(Jアラート)は、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時に伝えるシステムです。
今回、国の主導によりJアラート・全国一斉情報伝達訓練を行います。

放送日時 10月7日(水)11時頃
放送内容 「チャイム音」これは、Jアラートのテストです。(繰り返し3回)こちらは、防災つるがしまです。(チャイム音)
※ 災害時などは訓練を中止する場合があります
※ 放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます

入学準備金貸付制度をご存じですか？

問合先 学校教育課学務担当

高等学校・大学・短大・専修学校(学校教育法により定められたものに限る)に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由で就学が困難な方に、入学に要する経費の一部を無利子でお貸しします。

対象 次のすべてに該当する方

・市内に引き続き1年以上居住している方

・高等学校・大学・短大・専修学校入学予定者の保護者

・市税を滞納していない方

貸付限度額

①高等学校・専修学校(高等課程で修業年限が2年以上) 20万円

②大学・短大・専修学校(専門課程で修業年限が2年以上) 30万円

申請期間

第1期 10月1日(木)～11月13日(金)

第2期 令和3年1月4日(月)～29日(金)

貸付時期

第1期 12月上旬以降

第2期 令和3年2月以降

貸付金の償還

①の場合、貸付後、半年間据

置き、月額6700円を29回、5700円を1回無利子償還

②の場合、貸付後、半年間据置き、月額7200円を41回、4800円を1回無利子償還

申込方法

学校教育課にある入学準備金貸付申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに学校教育課に提出してください。申込期限後に貸付審査会を開催し、認定者を決定します。決定は文書で通知します。

決定の通知を受け取った方は、連帯保証人(1人)と連署の借用書に入学を決定する書類などを添えて、学校教育課に提出してください。

その他

収入の多いご家庭にはご遠慮いただくことがあります。



自転車保管場所が変わります

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

放置自転車は、歩行者などの通行の妨げや危険を招いたり、環境を損なう原因となるため、市では、鶴ヶ島市自転車放置防止条例に基づき、放置禁止区域や公共の場所に放置された自転車(原動機付自転車を含む)を撤去し、保管場所に保管しています。

現在の自転車保管場所の老朽化などに伴い、自転車保管場所を10月3日(土)から移設します。

住所・電話 富士見2-1-1
27271-3876

返還日時 毎週水・土曜日
13時～18時



※ 祝日、年末年始の休日を除きます

都市計画変更原案の縦覧を行います

問合先 都市計画課都市計画担当

藤金土地区画整理事業の施行区域の縮小にかかる坂戸都市計画の変更にあたり、都市計画変更原案の縦覧を行います。

縦覧

内容 地区計画、用途地域および土地区画整理事業の変更

期間 11月6日(金)～20日(金)
8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)

場所 都市計画課

意見書の提出

地区計画の原案に対して意見のある方は、市条例に基づき、市長へ意見書を提出できます。

対象 区域内に土地を所有する方、利害関係のある方

提出期限 11月27日(金)

提出方法 縦覧場所にある様式に必要事項を記入の上、持参または郵送(必着)で都市計画課(〒350-2292住所不要)に提出してください。

不法投棄をさせないようにしましょう！

問合せ 生活環境課環境推進担当



市HP



不法投棄をさせたら

所有地(管理地)に不法投棄されてしまい、不法投棄者が判明しない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、その土地の所有者(管理者)が自らの責任で処分しなければなりません。

不法投棄者を見つけたら、警察に通報し、日時、場所、ごみの種類と量、車両情報、人物の特徴などを伝えてください。

不法投棄をさせないために

土地の所有者(管理者)は次のような工夫を行い、不法投棄を未然に防ぎましょう。

・定期的な見回りをし、土地の状況を常に把握するようにする

・草木の除草や伐採を行い、見通しのよい環境を整える

・フェンスや柵を設置し、侵入できないようにする

市の取組について

不法投棄パトロールを定期的に行っています。また、不法投棄防止のための啓発看板を配付しています。看板をご希望の方は、生活環境課までお越しください。

不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てることは、法律で禁じられています。違反すると5年以下の懲役または1000万円以下の罰金(法人に対しては3億円以下の罰金)、またはその両方が科せられます。

野外焼却は禁止されています

問合せ 生活環境課環境保全担当

『埼玉県生活環境保全条例』では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合を除き、野外焼却を原則として禁止しています。

市には、「近所でごみを燃やして煙で困っている」や「野外焼却により洗濯物に臭いがついて困っている」などの相談が寄せられています。

家庭で発生した廃棄物は、野外焼却をせずにリサイクルできるものと可燃ごみに分別して集積所に出すなど、適切に処理してください。

次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されます

- ① 落ち葉焚きなど、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
- ② 稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ③ キャンプファイヤーやどんと焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却



条例の適用から除外される場合でも、次の点に注意してください

- ① 紙くずやプラスチック類などのごみを混ぜて焼却しない
- ② よく乾燥させて、なるべく煙が出ないように焼却する
- ③ 風向きを考慮して焼却する
- ④ 火の粉が飛ばないように焼却する
- ⑤ 焼却を放置しない
- ⑥ 条例の適用から除外される焼却であっても、なるべく集積所に出す

市HP



女性の活躍を応援する取組を行っています

問合せ 女性センター ☎287・4755

多様な働き方ができる社会へ

人口減少が進む日本では、経済成長の要として、また、社会全体の活力につながるものとして、女性の活躍が期待されています。

いま、国、県および市では、多様な働き方ができる事業所を増やし、結婚や出産を理由に仕事から離れた女性が、社会で再び活躍することができるように取り組んでいます。

また、事業所だけでなく、子どもが独立した人や、子どもを持たない人を含めた社会全体の理解が深まることも求められています。

女性活躍推進法などが改正されました

■一般事業主行動計画(※)の策定義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されます(令和4年4月1日施行予定)。

※企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標、目標達成のための対策

およびその実施時期を定めるもの

■自社の女性活躍に関する情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に拡大されます(令和4年4月1日施行予定)。

また、301人以上の事業主に對して、情報公表義務が強化されました(令和2年6月1日施行)。

■女性活躍に関する取組が、特に優良な事業主に対する特例認定制度「プラチナえるぼし」が創設されました(令和2年6月1日施行)。

このほか、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、相談体制の整備などが事業主の義務となりました。

また、セクシュアルハラスメントの相談などを理由とした不利益な取扱いを事業主に禁止する規定が設けられました(パワーハラスメントおよびいわゆるマタニティハラスメントについても同様の規定を整備)。

世界的な取組

性別に関わりなく能力を發揮で

きるようにする取組は、世界中で重要視されています。

国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)では、2030年までに、「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」ことを目標に掲げています。

セミナー「ハラスメントのない職場づくり」



対 地域企業の経営者、管理職および人事担当者

日 10月29日(木)14時～16時

場 富士見市民センター

講 井上明美さん(一財)女性労働協会女性就業支援専門員)

内 ハラスメントの現状、職場における対策、取組事例など

定 15人(申込順)

料 無料

他 新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用などの予防策をとってご参加ください。

申 10月3日(土)から女性センター

1へ ☎287・4755、FAX 271・5297、

✉10200020@city.tsurugashima.lg.jp

女性活躍推進セミナーへ幸せな未来のために、一歩ふみ出そう！



対 地域企業で働く女性、仕事と家庭の両立に悩んでいる方

日 11月5日(木)14時～15時50分

場 女性センター

講 大瀧雅世さん(MS&Aディンターリスク総研(株))

内 女性の活躍を進める必要性、仕事と家庭の両立のヒントなど

定 30人(申込順)

料 無料

他 新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用などの予防策をとってご参加ください。

申 10月3日(土)から女性センター

1へ ☎287・4755、FAX 271・5297、

✉10200020@city.tsurugashima.lg.jp



「まちづくりポイント発行対象事業」にはマークが表示されています。

問合せ 地域活動推進課地域活動推進担当

電子図書館オープン！

問合せ 中央図書館 ☎271・3001

10月1日(木)から、図書館で電子書籍貸出サービスを開始します。
約600タイトルの資料を、パソコンやスマートフォンなどで読むことができます。
※ 資料は、今後増やしていく予定です



24時間いつでもどこでも



自宅で安心



文字の大小や読み上げも
(一部コンテンツ)

利用できる方 鶴ヶ島在住・在勤・在学の方で、利用カードをお持ちの方
(カードをお持ちでない方は、カード申請をしてください)

利用方法 利用には、電子図書館用のパスワードが必要です。

パスワードの登録は、10月1日(木)から中央図書館および各分室、若葉駅前カウンター(ワカバウォーク1階市民活動推進センター内)で手続きができます。

利用期間・冊数 2週間・3冊(予約も3冊まで)

電子書籍おすすめポイント

- ・家にいながら貸出も返却もできる！
- ・文字の大きさが変えられる！
- ・音声読み上げ機能がある！(一部コンテンツ)
- ・縦書き、横書きが選べる！
- ・しおりやメモの機能がある！

その他のデジタルサービス

- ・ジャパンナレッジ
- ・日経テレコン
- ・法規データベース
- ・ナクソスマュージックライブラリー
- ・国立国会図書館デジタル化資料



詳細はこちら

電子資料をデジタル公開しています！

8月21日から、「脚折雨乞」、「鶴ヶ島町史(通史編)」をデジタル公開しています。
サイトにアクセスすれば、どなたでもご覧になれます。



脚折雨乞

古写真が見られる！
英字パンフレットが
見られる！



鶴ヶ島町史
(通史編)

歴史がわかる！
古写真や、貴重な資料が
見られる！



詳細はこちら

※ さらに、他の郷土資料のデジタル化を予定しています。